

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第28号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第24条第1号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第28条の見出しを「(助成金支給書類の提出)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第55条第2項の規定による法第54条第3項の書類の提出は、事後遅滞なく、規則で定める提出書をもって行わなければならない。

第28条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第30条の見出し及び同条第1項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第32条第1項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第33条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第34条中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第36条中「、法第54条第2項から第4項まで」を「並びに法第54条第2項及び第3項」に改める。

第38条中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第54条第4項（旧法第62条において準用する場合を含む。）の書類の提出については、なお従前の例による。